

清掃業務の委託料の積算について

入札説明書本文3(1)に掲げる清掃業務については、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務積算基準（令和5年版）」及び「建築保全業務積算要領（令和5年版）」に基づき積算を行っておりますが、別記4に掲載する作業内容については、歩掛り以外（月間積算資料や見積りなど）を用いておりますのでご注意ください。

役務の名称：消防局庁舎(2)清掃業務

区 分		項目	作業内容
定期 清掃	ロッカー室	繊維床	洗浄(全面クリーニング)
	特別会議室・局長会議室	繊維床	洗浄(全面クリーニング)
	局長室	繊維床	洗浄(全面クリーニング)
	警防部長・救急担当部長室	繊維床	洗浄(全面クリーニング)
	窓ガラス（両面）	足場仮設不要	洗 浄